

令和5年度北陸3県連携「2023 台北国際旅行博（ITF）」出展事業
業務委託に係る企画提案書の募集について

次のとおり、企画提案書の提出を募集する。

令和5年6月21日

石川県観光戦略推進部国際観光課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度北陸3県連携「2023 台北国際旅行博（ITF）」出展事業

(2) 業務の内容

仕様書案のとおり

2 参加条件

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県競争入札参加資格（物品等）に、企画提案書提出期限までに登録されているものであること。（※1）
- (3) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。
- (7) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

(※1) 競争入札参加資格の申請方法

「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、下記HPを確認の上、令和5年6月30日（金）までに、競争入札参加者資格申請を済ませ、7月14日（金）までに競争入札参加者名簿への登録を受けておくこと。

【令和4・5年度における競争入札参加者資格申請（随時受付）】

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/shikaku4-5_3.html

【申請先】

石川県総務部管財課用度グループ TEL (076)225-1262

3 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県観光戦略推進部国際観光課 アジア誘客戦略グループ

メール：k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 仕様書の交付方法

石川県HP内の国際観光課ページからダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/itf2023.html>

(3) プロポーザル参加申込書受付期限

ア 期限 令和5年6月28日（水）正午まで

イ 方法 実施要領に示す方法による

(4) 企画提案書提出期限

ア 期限 令和5年7月11日（火）正午まで

イ 方法 実施要領に示す方法による

(5) 企画提案書の採否及び契約

企画提案書の採否については、企画提案書提出期限の日から概ね3週間以内に

応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、仕様書を確定し、委託者と契約を締結する。

4 その他

- (1) 詳細については、実施要領、仕様書に記載してあるため、内容を熟読し、企画提案書を提出すること。
- (2) 本件の問い合わせに関して、質疑については、電子メールのみとし、面接又は電話での質疑には応じない。
- (3) 富山県情報公開条例、石川県情報公開条例、福井県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。